

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 国家公務員災害補償法とは

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

国家公務員災害補償法とは

国家公務員災害補償法

I 国家公務員災害補償法とは

国家公務員災害補償法（こっかこうむいんさいがいほしょうほう）は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）第17条第1項に規定する未帰還者である職員を除く）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう）又は通勤による災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として制定された法律である。

II 国家公務員災害補償法の補償の種類

補償の種類は、以下に掲げるものがあります。

1. 療養補償

職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

に、療養補償として、以下のような必要な療養が行なわれ、又は必要な療養の費用を支給されます。

- (1) 診察、
- (2) 薬剤又は治療材料の支給、
- (3) 処置、手術その他の治療、
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、
- (6) 移送

2. 休業補償

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養の

ため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、休業補償として、その勤務すること

ができない期間につき、平均給与額の100分の60に相当する金額が支給されます。

3. 傷病補償年金

職員には、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当

該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において以下のいずれにも該当する場合又は、その状態が継続している期間、傷病補償年金が支給されます。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていない場合
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

4. 障害補償

- (1) 障害補償年金、 (2) 障害補償一時金

5. 介護補償

6. 遺族補償

- (1) 遺族補償年金、 (2) 遺族補償一時金

7. 葬祭補償

職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合は、葬祭を行なう者に、葬祭補償として通常葬祭

に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額が支給されます。

参考・出典： 国家公務員災害補償法（昭和二十六年六月二日法律第九十一号）

国家公務員災害補償法- フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

